

鶴岡市建設工事格付指定型一般競争入札実施要綱

平成 19 年 4 月 1 日鶴岡市告示第 203 号
改正平成 20 年 3 月 27 日鶴岡市告示 95 号
改正平成 21 年 3 月 27 日鶴岡市告示 80 号
改正平成 22 年 3 月 31 日鶴岡市告示 75 号
改正平成 25 年 3 月 29 日鶴岡市告示 80 号
改正平成 29 年 12 月 25 日鶴岡市告示 419 号
改正令和 3 年 12 月 24 日鶴岡市告示 586 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）においてする、鶴岡市建設工事指名競争入札参加の格付に関する規程（平成 17 年鶴岡市告示第 19 号）第 5 条の等級別格付を主な資格要件とする条件付一般競争入札（以下「格付指定型一般競争入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 格付指定型一般競争入札の対象となる工事は、予定価格 130 万円を超え 1 億円未満の工事とする。ただし、予定価格 1 億円以上の工事であっても、入札に付する主な条件が鶴岡市建設工事指名競争入札参加の格付に関する規程第 5 条の等級別格付である場合は、鶴岡市建設工事条件付き一般競争入札実施要綱（平成 19 年鶴岡市告示第 202 号）の規定にかかわらず、格付指定型一般競争入札とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、災害の復旧等の特に緊急を要する工事、施工上特殊な専門技術（特許工法等を含む。）を必要とする工事その他特別な事情がある工事については、この限りではない。

(入札の公告等)

第 3 条 市長は、格付指定型一般競争入札を実施するときは、鶴岡市契約に関する規則（平成 17 年鶴岡市規則第 54 号。以下「規則」という。）第 15 条の規定により公告するとともに、その周知を図るものとする。

(入札参加者の資格)

第 4 条 格付指定型一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可（以下「建設業の許可」という。）のうち、当該工事に該当する業種の許可を受けていること。
- (3) 鶴岡市建設工事指名競争入札参加の格付に関する規程に規定する等級別格付に該当する者であること。
- (4) 鶴岡市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成17年鶴岡市訓令第35号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 入札参加資格確認申請書の提出の日から当該工事の工期までの間に、鶴岡市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定に該当しない者であること。
- (7) その他当該工事ごとに別に必要と認めて定める条件を満たしていること。

2 前項に規定するもののほか、必要な参加資格要件は、鶴岡市建設工事指名競争入札参加者審査委員会において定めるものとする。

第5条 削除

（入札参加資格の確認申請書等の提出）

第6条 格付指定型一般競争入札への参加を希望する者は、当該工事ごとに格付指定型一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）2部及び必要書類（以下「確認申請書等」という。）を所定の期日までに市長に提出しなければならない。

（入札参加資格の確認）

第7条 入札参加資格の有無は、契約担当課の長が確認を行うものとする。

2 前項の確認のうち、等級別格付及び営業所所在地の要件については、確認申請書等の提出時に、鶴岡市建設工事指名競争入札参加格付表をもとに行うものとし、その他の要件は所定の期日までに行うものとする。

3 入札参加資格があると認めた場合は前条の申請書1部に受付印を押印し、提出者に返却する。

4 入札参加資格がないと認めた場合は、入札参加資格のうち要件を満たさない項目及び要

件を満たさない理由を口頭又は書面により通知するとともに、当該理由についての説明を求めることができる旨を教示するものとする。

5 入札参加資格がないと認められた者は、所定の期日までに、市長に対して、入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

6 市長は、前項の規定により説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(設計図書等の閲覧及び配付)

第8条 市長は、当該工事に係る設計図書等(以下「設計図書等」という。)を閲覧に供するものとする。ただし、必要と認めるときは、別に定める方法により希望者に交付するものとする。

2 入札参加資格があると認められた者は、設計図書等に関し質問があるときは、所定の期日までに設計図書に関する質問書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の質問書を受理したときは、質問者に設計図書に関する回答書(様式第2号の2)により回答するとともに、質問及び回答の内容を閲覧に供するものとする。

(入札の無効)

第9条 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(入札の中止)

第10条 市長は、入札参加者が3者未満であった場合、次の各号のいずれにも該当するときは、当該入札を中止する。ただし、災害の復旧等の特に緊急を要する工事の入札については、入札参加者が3者未満であっても中止しない。

(1) 再度の入札の公告により、新たな参加者が見込まれるとき。

(2) 再度の入札の公告によっても、工事目的物の供用への影響が少ないとき。

(入札保証金及び契約保証金)

第11条 入札保証金及び契約保証金は、規則第3条の規定による。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。